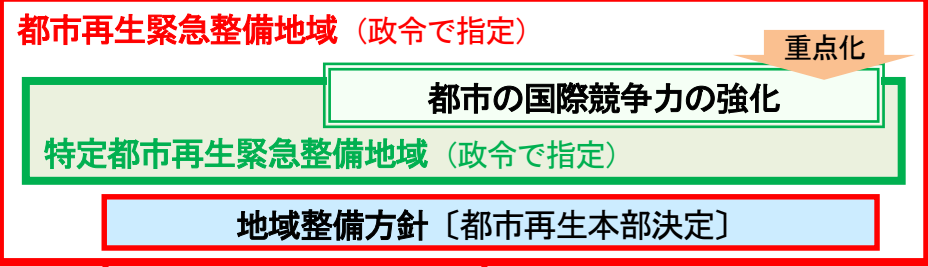


**都市再生本部**  
 (本部長:内閣総理大臣 副本部長:内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣  
 本部員:本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣)

都市再生に取り組む基本的考え方〔都市再生本部決定〕

都市再生基本方針〔閣議決定〕

民間の活力を中心とした都市再生



都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕



「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。